

農林物資の規格化等に関する法律施行規則第46条第2項の農林水産大臣が定める農林物資

全部改正：平成19年11月15日農林水産省告示第1417号

改正：平成25年12月20日農林水産省告示第3084号

改正：平成27年3月9日農林水産省告示第512号

最終改正：平成27年3月27日農林水産省告示第714号

一般材（枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材、集成材、直交集成板、単板積層材並びに構造用パネルを除く。）であって、乾燥処理又は保存処理を施していないものをいう。

改正文（平成27年3月9日農林水産省告示第512号）抄

平成27年6月7日から施行する。

最終改正文（平成27年3月27日農林水産省告示第714号）抄

平成27年4月1日から施行する。